

計画では、次のとおり基本方針と基本目標を設定し、体系的に施策を展開していきます。また、本計画期間の5年間に達成するために目標指標を設定し、教育委員会を中心に、全庁が一体となり、また、家庭や地域の理解と協力のもとに、取り組んでいきます。

## 子どもの読書活動推進の目指す姿



子どもの読書活動の推進に関する法律第2条において、「子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていくうえで欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。」ということが基本理念としてうたわれています。

このことを踏まえ、本市における子どもの読書活動の推進に関する基本方針を次のとおり設定します。

### 基本方針

本市で成長するすべての子どもが、その成長過程において出会うべき本と出会い、読書の楽しさや喜びを実感し、自ら進んで読書に親しむことで、生涯の読書活動を豊かなものにすることを目指します。

以上の基本方針を踏まえて、計画の基本目標を次のとおり設定します。

#### 基本目標Ⅰ 家庭・地域施設・学校などで子どもが本に親しむ機会の充実

すべての子どもが、読書に親しむことができるよう、家庭や地域施設、学校などにおいて、子どもと本をつなぐ機会の充実を図ります。

#### 基本目標Ⅱ 子どもの読書活動を推進するための環境の充実

市立図書館や学校図書館など、子どもの読書活動を支える場の環境の充実を図ります。

#### 基本目標Ⅲ 子どもの読書活動に関する啓発の推進

子どもの読書離れをなくし、すべての子どもが積極的に読書活動に取り組むよう、啓発を推進します。